

鳥取市母子生活支援施設徴収金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第4号

鳥取市母子生活支援施設徴収金規則の一部を改正する規則

鳥取市母子生活支援施設徴収金規則（平成13年鳥取市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3号中「障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る」を「令和7年9月30日までの間については障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限り、令和7年10月1日以降については、障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。